

## 文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和元年6月21日（金）  
午前9時26分 開会  
午後1時55分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 竹中 理  
副委員長 上田 倫久  
委員 青山 憲司、井上 正治、  
上田 伴子、木谷 敏勝、  
土生田仁志、松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 竹中 理<sup>Ⓔ</sup>

# 文教民生委員会・文教民生分科会次第

令和元年6月21日（金）9:30～

第2委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 協議事項

### (1) 付託・分担案件の審査（2頁）

ア 委員会審査

イ 分科会審査

### (2) 請願・陳情の審査について（3頁）

ア 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

イ 請願第2号 子どもたちと向き合う時間の確保に関する件

### (3) 報告事項について（別紙）

ア 植村直己冒険館機能強化改修運営事業に係る優先交渉権者の決定について（生涯学習課）

イ 幼児教育・保育の無償化に係る在園児への周知について（こども育成課）

ウ 設計委託業者による空調機設置工事積算誤りに対する対応について（教育総務課）

### (4) 委員会意見・要望のまとめ

### (5) 分科会意見・要望のまとめ

### (6) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について（5頁）

### (7) 市民団体との懇談会について（6頁+別冊）

ア 日時：令和元年7月8日（月）13:30～15:30

イ 場所：第2委員会室

ウ 団体：豊岡市身体障害者福祉協会

エ 内容協議

### (8) その他

## 4 閉 会

## 令和元年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

### 【文教民生委員会】

- 第48号議案 工事請負契約の締結について
- 第52号議案 物件購入契約の締結について
- 第53号議案 物件購入契約の締結について
- 第56号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第57号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第61号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 第62号議案 令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

### 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【文教民生分科会】

- 報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第6号 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）
- 報告第5号 平成30年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について
- 第60号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）

# 文教民生委員会名簿

H31.4.1～

## 【委員】

職名	氏名
委員長	竹中 理
副委員長	上田 倫久
委員	青山 憲司
委員	井上 正治
委員	上田 伴子
委員	木谷 敏勝
委員	土生田 仁志
委員	松井 正志

8名

## 【当局】R01.06.21 出席者は着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	生活環境課長	今井 謙二
生涯学習課参事	上田 健治	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課長	米田 紀子	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
文化振興課参事	小川 一昭	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
スポーツ振興課長	池内 章彦	但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

8名

8名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	宇川 義和
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	橋本 明宏
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	川端美由紀
健康増進課参事	浅田 英稔	こども育成課長	木下 直樹
健康増進課参事	村尾 恵美	こども育成課参事	山根 哲也
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	山本加奈美

10名

11名

## 【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計46名

午前9時26分 委員会開会

○委員長（竹中 理） では、定刻より早く、皆さん集まっておられました、ありがとうございます。定刻前ですけども、ただいまから文教民生委員会を開会をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。ちょっと座って失礼します。

きのうまでの一般質問、お疲れさまでした。ありがとうございます。ちょっと今までと違うレイアウトで、こういう形で各委員会統一ということでもらってますので、また戻ると思いますが、多いときは、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、早速入りたいと思っております。

今回欠席等の申し出は聞いておりません。

また、一般会計に関する予算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は文教民生分科会として、担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行上、委員会と分科会を適宜切りかえて行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、これより協議事項（1）番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された議案の説明、質疑、討論、表決を行います。続いて、請願・陳情の審査を行います。その後、報告事項に続き、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をよろしくお願いいたします。また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いいたします。

議案の審査につきましては、お手元の議案付託・分科会分担表の順に行いますので、ご了承願ひします。

まず、第48号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

文化振興課。はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） それでは、議案書の92ページをごらんください。第48号議案、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、旧出石文化会館解体工事に係る工事請負契約を締結しようとするものであり、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は旧出石文化会館解体工事、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は1億8,887万円、あとは記載のとおりです。

93ページに参考資料として工事概要を記載しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上でございます。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） この工事で会館を解体した後の土地は更地にして売られるということですね。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） 更地にした後、売却する予定でございます。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） それは一帯を一括で売却されるのか、それか分割して売却されるのか、そういうことは決まっておりますか。

○委員長（竹中 理） はい。

○文化振興課参事（小川 一昭） 具体的な事務の進め方につきましては、今後検討させていただきます。以上でございます。

○委員長（竹中 理） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 正志） 解体する建物には以前からの相当な備品があったと思うんですけども、今の備品の状況がどうなっているかということと、活用とか、処分とか、考え方がわかっておりましたら教えていただきたいと思っております。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） 備品のほうにつき

ましては、出石の振興局を、また永楽館を主にして、使用できるものにつきましてはそちらのほうで、備品の配置がえをいたしております。あとの什器類、机とかに関しましては、これから庁内の各課に照会をかけた上で、引き取り先を示してもらおうと思っております。残りの備品、老朽等調査で廃棄処分が適切というものに関しましては、解体工事とともに廃棄をしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 一般の市民の方に競売とか入札とか、そんなことで処分されるような予定はありませんか。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） 競売等の予定はございません。以上でございます。

○委員（松井 正志） わかりました。

○委員長（竹中 理） ほかに質疑はありませんか。  
青山委員。

○委員（青山 憲司） 開札結果表をいただきたいです、開札結果表。

○委員長（竹中 理） 開札……。

○委員（青山 憲司） 自分としては競争入札。

○委員長（竹中 理） それはまた後ほど、後ほどでもいい、青山委員、いいですか。

○委員（青山 憲司） はい。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） この解体業者は建築屋さんなんですけども、工事管理はどなたがされるんですか、どっか業者委託でしたか、直営でしたか。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） 設計監理、また工事のほうの管理に関しましては、業務委託でございます。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 業務委託先はどういうところでしたか。

○文化振興課参事（小川 一昭） 小畑一級建築事務所さん。

○委員長（竹中 理） 名前と課名。

○文化振興課参事（小川 一昭） 済みません、申しわけございません。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。（発言する者あり）いいですか。

○委員（松井 正志） はい、済みません。

○委員長（竹中 理） さっきの、もういいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○委員長（竹中 理） はい、わかりました。  
ほかにありませんか。

なければ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第52号議案、物件購入契約の締結についてほか1件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課。はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 98ページをごらんください。第52号議案、物件購入契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、学校園で使用します教育用情報機器につきまして、物件購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的です。学校園教育用情報機器の購入になります。内訳につきましては、校務用パソコン、ウィンドウズ7の更新ということと、竹野、日高地域につきましては、教室用パソコンを更新するというものでございます。

契約の方法は指名競争入札です。契約金額につきましては4,093万2,000円、その他は記載のとおりでございます。

続きまして、99ページをごらんください。53号議案、物件購入契約の締結につきまして、ご説明

をいたします。

本案は、豊岡学校給食センターで使用します食器洗浄機の購入につきまして、物件購入契約を締結するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、豊岡学校給食センターの食器洗浄機の購入になります。契約方法は指名競争入札、契約金額は5,454万円です。その他は記載のとおりになります。以上でございます。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

52号議案、53号議案、両方の質疑をしたいと思えます。質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） まず、52号議案ですが、両方の議案については、また開札表をいただきたいと思えます。

それから、52号議案ですけども、相当なパソコンの台数があるんですけども、私も過去にパソコンなんか使っていて、量販店で買うとどうしても、どういんですか、保証期間等もあって、5年ほどでパソコンはだめになってしまうんですけど、この場合、両方、7年ぐらいですかね、使われてということで、買いかえの時期だとは思いますが、処分ですね、パソコンの処分についてはどういうふうに今考えておられるのか。廃棄にしまして全部処分されるのか、あるいは中のメモリー等、ハード、ソフトの部分を変えて、何か活用ができないのかなというようなことをちょっと思ったりしますんで、この処分について、処分方法についてちょっと伺います。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 不要情報機器の廃棄ということの基本にしておりまして、10月に照会を行いまして、12月、年内に回収をさせていただきます。基本的には、活用ということは考えておりません。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） これ、その中に情報等は入っているということもあって、そういったところではシビアに取り扱いをせざるを得ないのかなと思うん

ですけども、そういった情報を完全にクリアして、例えばどっかでこういったものを、ワードだとか、そういったことでの活用っていうのができないのか、さっき売却、競売の話もあつたんですけども、安い単価で処分するとかというふうなことができないのかなというふうなことをちょっと考えたりするんですけども、こういう資産をすぐに廃棄してしまうというのはちょっと問題、もったいないというふうに思うんで、そのあたりの検討というのはされないんでしょうか。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 今のところはそういった検討はしておりません。廃棄の方向でということで中では進めておりますので、今のところはその方向でしたいというふうには思っています。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） これ相当の台数があるので、廃棄するにも相当のお金がかかると思うんです。廃棄にかかる費用ってどれぐらいするんですか。

○教育総務課長（永井 義久） 廃棄のにかかる費用につきましては、ちょっと算定まではしておりませんので、そのあたりはまだ、今後ちょっと精査をしながら、ご説明ができる場合はさせていただきますと思えます。ちなみに、台数でございますけども、今回の更新分は300台弱で、児童用が180台ということですので、それに相当します台数が処分ということになるのかなというふうに思えます。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 処分にかかる費用も考えると、これ何十万円もかかるんじゃないかなというふうに思えます。それを少しでも抑えるためにも、ちょっと活用方法について一度検討をお願いしたいというふうに思えます。これはちょっと意見として申し上げておきたいと思えます。

それから、53号議案、よろしいですか、続けて。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 食器洗浄機が5,400万円ということですけども、これもちょっと具体的に装置の容量的な部分だとか特殊性だとか、その辺の説

明をいただけたらと思うんです。特に自動食器浸漬機っていうんですかね、これ2台。これ余り聞いたことのない名前でもあるので、この特殊性だとか、5,400万円という食器洗浄機いうと、私たちが家庭で使う食器洗浄機と余りにも破格の価格差があるので、そのあたりのちょっと説明をいただきたいと思うんですけども。

○委員長(竹中 理) はい、どうぞ。

○教育総務課参事(大谷 康弘) 豊岡学校給食センターで使用しております食器洗浄機、現在も使用しております。その構成ですけれども、99ページ下段の備考にありますように、一番本体であるシステム食器洗浄機の前に、その下に書いてあります自動食器浸漬機2台というのがつきます。この自動食器浸漬機も現在も稼働しております、この2台を並列で動かします。これは学校から返ってきました食器を食器かごと浸漬を行うもので、水槽になっておりまして、そこにお湯を張ってかごを沈め、自動的に中をくぐっていきながら、最後に浸漬したものが上に上がってくるというような装置でございます。これによってふやかして、非常に落ちやすくするという機能を持っているものでございます。

その次に、システム洗浄機、まず取っかかりに自動供給装置というものに今度は手で乗せかえます。そこにおきましては、システム洗浄機のほうでは1枚ずつ、おわん1つ、お皿1つずつ、あるいはかごも裸で中のコンベヤーに乗って動いていきます。それに1枚ずつ乗せていくための自動供給を行ってくれる装置となっております。整理装置につきましては、システム洗浄機の中で水流によりまして、噴射によりましてきれいになった1枚1枚の食器が最後に整理装置のほうに到着しまして、だんだん積み上がりながら、カウンターの数字を表示しながら、今何枚できてる、だからこのクラス何枚分をまた食器かごにセットするというような一連の装置となっております。

特殊性につきましては、学校給食用機器ということで、現在1時間半程度の作業で行っております、その間に約3,500人分程度の食器を洗うことに

なります。1人分の食器につきましては、おわんが2枚、お皿が1枚になります。それから、合わせまして、それぞれクラスごとの食器かごなども合わせて1時間半程度の作業時間で洗浄ができるようにという仕様になってございまして、それに応える装置ということでございます。

○委員長(竹中 理) 青山委員。

○委員(青山 憲司) 大体わかりました。今回、この装置を入れかえるということですけども、この装置の入れかえの工事費だとか、あるいは処分費、これも全てこの中に入ってるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長(竹中 理) はい、どうぞ。

○教育総務課参事(大谷 康弘) 今回ののは周りから来てます水道管、蒸気配管、電気配管などはそのまま、装置の置きかえで最小限の本体の置きかえということで、接続工事は若干接続費として係りますけれども、本体設置の中に、この金額の中に含んでございます。

処分費につきましても、撤去して処分ということで、この設置の金額の中に一緒に含んで積算しております。

○委員(青山 憲司) わかりました。

○委員長(竹中 理) ほかに質疑はありませんか。はい、どうぞ。

○教育総務課参事(宇川 義和) 先ほど課長がお返事をしてた件なんですけれども、パソコンの処分についてです。

データ等を消去して処分するという原則としておりますが、再利用可能なものについては、わずかな金額であっても見積もりをいただいて、その処分費から差し引く形で処分させていただいているところでございます。その点、ちょっと補足させていただきたいと思います。以上です。

○委員長(竹中 理) 青山委員。

○委員(青山 憲司) 再利用可能というのはどういった、再利用可能のパーツいったらどんなものがあるのでしょうか。

○教育総務課参事(宇川 義和) ちょっと今、詳し



いことはわからないのですが、業者のほうでそれぞれ転用目的があるものについては、これはできる、これはもう処分しかないという判断をされます。こちらで決めずに、やっぱり受け入れ側が判断してくれますので、これということは断定はできないのですが、相談する中で、協議する中でそのように処分している現状ですので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（竹中 理） 委員会を暫時休憩します。

午前9時46分 委員会休憩

午前9時48分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 52号議案のことですけれども、幼稚園、認定こども園、保育園についていうところにも買いかえでされるということですが、私のおったころはすごく前なんですけれども、訪問する中でも、事務職の方は大抵が1人1台保有されていますが、保育園とか認定こども園などはまだまだ1人1台というような、正規職でもないという状況があるかに思うんですけれども、今、ほとんどがパソコンで作業することを求められていますので、全ての書類が。なので、そういうところ辺での配置については、今はどのような感じになっているんでしょうか。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 認定こども園から幼稚園、保育園ございますけれども、各園の、これは校務用という、園用のパソコンということですので、おっしゃったように、1人1台までいきませんが、必要台数によりまして、例えば認定こども園では、多いところでは10台ありますし、非常に職員さんが少ないところでは2台っていう場合がありますので、最大10台から2台の間で職員さんの、1人1台まではいきませんが、適切な数を配備させていただいています。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 日中で、それこそ子供に接することのほうが多いので、日中は使わないことが多

いけれども、その後のあいた時間で事務をするときには同時にみんなが使うという状況になりますので、ぜひそういうところ辺、現場の声もお聞きいただいて、なるべくみんなが、前はノートパソコンを持ち込んでやってたんですけど、今はそういうことはなかなかできないということになっていると思うので、状況を把握していただいて、適切な数を配置していただくようによろしくお願ひしたいと思えますが、いかがですか。

○委員長（竹中 理） はい。

○教育総務課長（永井 義久） おっしゃられたとおり、今回ちょっとこのようなことになっておりますので、今後につきましては、要望といいますか、必要台数のことを確認させていただいて、全体の中でちょっとご判断させていただくようなことで、なるべく状況把握に努めたいというふうに思っています。

○委員長（竹中 理） ほかに、次。

松井委員。

○委員（松井 正志） 53号議案に関係をして、但東中学校の横にあった給食センターですけども、あそこにあった備品はどうなっているのかということと、あそこの活用は、今、どのような現状でしょうか。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） まず、施設の活用につきましては、年数がたつわけですけども、地元の振興局とも調整しながら、検討については考えていきたいとは思っておりますけれども、今、結論めいたことがまだできておりません。ただ、一部車庫につきましては、地元のコミュニティ組織のほうの物置として活用したいという申請があり、そちらのほうは許可しております。立地的に学校の敷地内にありまして、なかなかそういった意味で、幅の広い使い方というのはかなり難しいかなというふうな状況でございます。

中の備品につきましては、年数参りまして、処分ができる年数になってございますので、10年以上は処分のほうが、届け出の有無も確認しながら処分

のほうはしやすいというふうに伺っておりますので、使えるものについては処分を行っていきたくと考えております。ただ、一部の備品につきましては、ほかのセンターで保証などによって既に引き取った部分もございます。現状、備品はまだありますが、近いうちに処分を考えていきたくというふうに考えております。以上です。

○委員長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） たしか統合されたときにあそこの活用については、地元の、どういう団体だったかちょっと忘れたんですけど、地域の皆さんが何か活用したいという考え方があって、それに向けて何か作業をされておったような記憶してるんですけども、そういう行動はなかったのかどうかということと、それ以降、じゃあ、今処分される前の数の機械というのはずっとそのまま何もせず放置されておったかどうか、それだけお聞きします。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 済みません、地元でのちょっと検討の状況については、現在持ち合わせておりませんので、申しわけないです。ただ、地元での食品加工だとか、そういったことも、特産品の加工だとか、そういうことも視野には入っていたということで、使える厨房機器については留保されたというふうな扱いになっておったと思います。ただ、メンテナンスはかかっておりませんので経年をしたまま、機器については設置してあるままだということになります。

○委員長（竹中 理） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第52号議案及び53号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よ

って、第52号議案及び53号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第56号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課。はい、どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 144ページをごらんください。第56号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明します。

本案は、去る5月14日に開催された豊岡市国民健康保険運営協議会から2019年度の基本方針について答申をいただき、その趣旨を尊重し、提案しているものです。

本年度は医療費を兵庫県全体で3,856億円と推計し、1人当たりの医療費は33万5,492円となり、対前年度比2.7%増となりました。各市町が県に対して納める国民健康保険事業納付金はその医療分と後期高齢者支援金分、介護分とあり、本年度、豊岡市が支払う納付金は約23億5,200万円です。対前年度比2.4%増となります。この支払う納付金等をもとに国保税を算定しました。国保税の決定に当たりましては、急激な負担増を緩和するため、前年度繰越金の2分の1相当額の1億4,000万円と国民健康保険財政調整基金から8,000万円を取り崩し、1人当たりの国保税額を9万9,323円、前年度と比較し、2.3%増としております。

では、147ページをごらんください。内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1の(1)ですが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を従来の58万円を61万円としております。これは国の税制改正によるものです。

次に、税率ですが、(2)から(4)は医療分に係る基礎課税額についてで、所得割額の税率を100分の4.66、資産割額の税率を100分の8.78、被保険者均等割額を1万8,600円とするものです。

(5) から (8) につきましては、後期高齢者支援金等の課税額についてで、所得割額の税率を100分の2.49、資産割額の税率を100分の4.64、被保険者均等割額を9,500円、世帯別平等割額については、一般世帯を7,200円、特定世帯を3,600円、特定継続世帯を5,400円とするものです。

次に、(9) から (12) は介護納付金課税額についてで、所得割額の税率を100分の2.7、資産割額の税率を100分の7.24、被保険者均等割額を1万2,900円、世帯別平等割額を6,700円とするものです。

次に、(13) につきましては、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額に応じて定めることとしています。

附則第1項では、この条例は、公布の日から施行し、第2項では、この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

148ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○委員長(竹中 理) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田伴子委員。

○委員(上田 伴子) この議案について3点ほど質問いたします。

私は運協のほうに出ていたんですけども、そのときにいただいた資料、表で示されたことがいっぱいありまして、そういう資料についてこの委員会で議論したときも各委員見たらわかりやすいかなと思いますので、そういうものについてぜひ文教の委員に提出していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

また、2つ目、基金活用が8,000万になった理由をお願いします。

3つ目は、一般質問で国保が高いというような質問があったんですけども、国保の中でそこそこというくだけがあったんですけども、所得とかほかの保険制度に比べてどうでしょうか。

○市民課長(定元 秀之) 資料につきましては、ちょっと私の判断ではわかりませんので、また、それは各委員さんと相談しまして、確認をさせていただきたいと思います。

基金につきましては、8,000万円の根拠ということであります。済みません、この8,000万円の根拠ということとなりますのは、以前、部長のほうでも説明をしましたように、医療費の上昇に見込まれる、上昇するには、財政調整基金が一定規模が必要と考えます。本市における基金の取り崩しの状況を見ましても、多い年では3億円以上取り崩しを行っています。したがって、現在の保有額に積み増しが必要だという考え方を見まして、それらによって基金を8,000万円にしたという考え方です。以上です。

済みません、あと金額、国民健康保険税が、これはそこそこという話がありましたが、以前もありました、協会けんぽ並みというような話ということもありましたが、これも説明で言いましたように、あくまでも協会けんぽと国保税、基本的に制度が違います。違わせて、そこ、比較をするということ自体できませんので、あくまでも国民健康保険税というのは適正だと判断しております。以上です。

○委員長(竹中 理) はい、どうぞ。

○市民生活部長(谷岡 慎一) 答弁したの私でございましたので、そこそこということは申し上げておりませんで、適切なものというふうなことでお答えさせていただいたところです。以上です。

○委員長(竹中 理) いいですか。

○委員(上田 伴子) わかりました。

○委員長(竹中 理) ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中 理) それでは、討論を打ち切り

ます。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、第57号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課。はい、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 第57号議案の説明に入ります前に、先にお配りしております右肩上部に枠囲いとして第57号議案説明資料と書いてある両面刷りの資料をごらんください。よろしいでしょうか。介護保険料設定の概要と低所得者の軽減強化につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページ目のほう、左上にイメージ図と書いてあるほうをごらんください。この図につきましては、第1号被保険者にご負担いただきます介護保険料の基準額に対する各所得段階別保険料の設定についての全体をイメージしたものです。横軸には所得段階区分で、図の下側のほうに表記してありますように、1段階から10段階の区分としています。この区分につきましては、本人所得及び本人と世帯の住民税課税状況によりまして段階を決めているところです。縦軸は、所得段階別の介護保険料率を算定するときに使用します基準額に乗じる標準割合を示しております。表の真ん中あたりに記載があります第5段階を1.00の基準といたしまして、この5段階よりも低い所得段階区分では標準割合を低くして、逆に第5段階よりも高い所得区分におきましては高い設定としております。これは負担能力に応じた応分負担の保険料をお願いする仕組みとしているところです。

次に、低所得者の介護保険料の軽減強化につきましてですが、国は消費税引き上げによる増収分を社会保障の充実安定化に充てることとしており、この施策の一環として、持続可能な制度を保持するため、

低所得者でも保険料を負担し続けられるように対応する必要があるとの観点から、保険給付費等の半分を賄います公費と別枠のところで、この保険料軽減措置を創設したものです。この軽減措置は1期前の第6期介護保険事業計画から計画されていたもので、計画期間中、第1回目として、青色の小さい矢印、下向きの矢印の部分になりますけれども、消費税が5%から8%となった翌年の平成27年4月から住民税非課税世帯のうち、生活に影響を特に受ける第1段階に対しまして、0.5から0.45、0.05分の引き下げを実施し、消費税が10%となります平成29年4月から第2回目として、今度は青色の大きいほうの矢印になりますが、住民税非課税世帯全体を対象に第1段階から第3段階までの引き下げするというふうに2段階構成で実施が予定されていたところなんです。しかし、消費税10%への引き上げが延期されたことによりまして、第2回目の軽減実施が見送られてきました。このたび国は10月1日から消費税を10%に引き上げる予定にしており、介護保険法施行令等の改正によりまして、低所得者に係る介護保険料率の軽減強化策を図ることとして措置していますので、第2回目の軽減実施をするため、条例改正が今回必要になったものです。

裏面をごらんください。この表は豊岡市老人福祉計画第7期介護保険事業計画の199ページに掲載の所得段階別保険料をもとにして作成しております。今改正で保険料の軽減を行おうとしていますのは表の左端にありますように、10段階に区分された所得段階のうち、太枠網かけ部分になりますけれども、第1段階から第3段階の生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税世帯に属する第1号被保険者の低所得者を対象にしております。右端に参考として、平成30年12月時点での対象人数を掲載していますように、今回の軽減強化の対象者は第1号被保険者の約32%に当たる8,500人強の見込みです。具体的な介護保険料率の算定としましては、市が本来設定した標準割合から政令による軽減幅の範囲内で軽減した割合に基準額を乗じた金額

となります。本市における軽減割合につきましては、政令で定められた最大限の軽減割合を適用することにしたいと考えています。今改正後の具体の保険料額につきましては、年度別賦課のR1、令和1年（予定）のところをごらんください。例えば左端の所得段階区分が第1段階ですと、本来の標準割合0.5から、政令で定められた最大限の軽減割合〔0.125〕を減じた0.375が基準額に乗じる割合となりまして、年間保険料としましては2万7,675円となります。第2段階、第3段階につきましても、同様にご確認をください。

それでは、議案の154ページをごらんください。第57号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

本案は、3月29日に介護保険法施行令が改正されたことに伴い、既に実施している低所得者の保険料軽減強化の対象を拡大し、第1号被保険者のうち生活保護受給者や住民税非課税世帯の被保険者等の低所得者に対し、国が示している軽減の基準を適用しまして、令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料率の軽減賦課を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

156ページをお願いいたします。改正の内容につきまして、条例案要綱によってご説明いたします。

まず、(1)では、第3条関係で第1号被保険者のうち生活保護受給者、市民税非課税世帯である高齢福祉年金受給者等の低所得者に対し、その所得段階に応じた令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料の軽減後の賦課額を定めることとしています。第1段階を2万7,675円、第2段階を4万2,435円、第3段階を5万3,505円とするものです。

(2)では、条例中の元号表記につきましての改正と、及び第10条中の引用法令の表記につきまして、所要の規定の整備をするものです。

次に、附則第1項で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第3条の規定は、平成31年4月1日から遡及して適用することとしています。

附則第2項で、経過措置として、改正後の条例第

3条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料率について適用し、平成30年度分までの保険料率は、なお従前の例によることとしています。

157ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

なお、政令で示された軽減割合につきましては、今年度の消費税の引き上げ時期が1年度の半期部分、6カ月分に当たることを受けて、影響の割合を2分の1の水準で算定していることから、来年度分につきましては、改めて政令等の改正が行われることになると思われますので、そのときには、また今回の条例改正と同様の改正を行いたいと考えておるところです。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） ちょっと教えてやってください。この表、大変わかりやすい表になっておりまして、こういう資料を出していただくのありがたいなというふうに思います。

2点質問なんですけど、この段階別の表見ると、10段階の世帯、世帯というか、対象者がいないというふうに受け取れるんですが、合計所得の算定の方法、600万円以上の方がおられないというふうな認識でいいのかというのと、もう1点は、市町村民税が本人が非課税世帯というのがあって、4段階、5段階ですね、それとその世帯が全員が非課税というのがあるんですけども、例えば世帯分離の考え方、例えば同一敷地内におられても世帯分離になるのか、あるいは完全に所得のあれが完全に別れている場合をこういうふうに同一世帯とみなさないのか、そのあたりの分離の考え方、判定の仕方をちょっと教えてください。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） まず、1点目の第10段階の600万円以上の世帯がいるかということなんですけれども、300人ほどおられます。600万円以上ということでこういう書き方をさせ

てもらってるので、ちょっとわかりにくかったかもわかりませんが、ご容赦ください。

2点目の世帯分離の考え方ですけれども、これにつきましては、実態ではなくて、住民票上の世帯でいきますので、同一敷地内にお住まいであられましても、世帯分離をされてましたら、その方というんですか、その方だけを見ていくというふうな形になります。よろしいでしょうか。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） そうすると、今の10段階の方、300人というのはこの2万6,583人の中には入ってないというふうに見てとれるんですかね、この。今の9段階のところで線が区切っているんで、10段階の人がいないのかなというふうに見えたりするんですけども、そのあたりちょっと再度説明いただきたいと思いますのと、もう1点は、先ほど住民票による分離の仕方だというふうにお聞きしたんですけども、実態として、例えば同じ家におられても、世帯が生活をされる中で、どういうんですかね、子供の世帯と親の世帯と分けてすれば、こういう親のほうが、例えば非課税になってしまうのかというふうな、何かやり方によって、今の何でしたっけ、やり方によって課税を逃れたりするというケースが最近よくテレビでもあるんですけども、そういう実態とちょっと違うというふうな認識でいいのか、そのあたりだけちょっとお聞かせください。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） 2ページ目のほうに書いてある分のところなんですけれども、実は国のほうと市の基準、この所得段階区分、区分がちょっと違っていて、今回ここに書かせていただいているのは国の基準に応じたところの分で、第9段階までということになります。第10段階の分につきましては、ちょっと別に独自で大体何人ぐらいいるのかなというところで調べてましたら300人ぐらいというところで、ですので、区分的にはこの2ページ目の9段階のところには300人がおられると、内数というふうな見方をしてみてください。

それから、もう一つのほうの世帯分離のほうです

が、委員さんご指摘のとおり、世帯分離によって受けやすくなる可能性はあります。が、それはいろんな制度があると思いますので、いい部分もあれば悪い部分もあるのかなと思います。

○委員長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の世帯分離の考え方というのは、テレビなんかでもちょっと問題視されてるところがあって、これ実態と合わせると大変細かくなって、業務量がまたふえてくるというふうなこともあるんですけども、一度そのあたりをぜひ適正に、この介護制度と照らし合わせてどうかということは一度研究をしていただきたいなど、これは意見として申し上げておきたいと思います。

○委員長（竹中 理） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課。はい、どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） それでは、207ページをごらんください。第61号議案、令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）をご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億246万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,204万2,000円とするものです。国保特別会計につきましては、当初予算を骨格予算として概算計上しており

ましたが、このたび国保税の算定基礎となります賦課総額の確定、前年度の繰越金の見込みなどにより、今議会において所要の補正を行い、本予算として編成し、提案するものです。

補正予算の内容につきまして、まず、歳出からご説明します。220ページ、221ページをごらんください。歳出補正予算総括表です。

総務費の一般管理費246万円の増額は、国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについての制度改正に伴う基幹システムの改修を行うものです。制度改正においては令和2年度からですが、本年度中にシステムを改修するものです。次に、保険給付費について、29年度の実績によりまして療養諸費及び高額療養費の見直しを行ったものでございます。

次の基金積立金、財政調整基金積立金1億4,000万円は、平成30年度の決算剰余金として約3億4,000万円発生する見込みとなり、兵庫県から過大交付され、返還しなければならない保険給付費交付金の普通交付金6,000万円を差し引いた後の2分の1相当額の1億4,000万円を基金に積み立てるものです。また、残りの1億4,000万は国保税の軽減に充当いたします。

次の諸支出金の償還金は、先ほど説明しました過大交付されています保険給付費交付金の普通交付金を返還するため、6,000万円を予算計上しています。

次に、1ページ戻っていただきまして、218ページ、219ページをごらんください。歳入を歳入補正予算総括表により、ご説明いたします。

国民健康保険税につきましては、前年度繰越金見込み額の一部を国保税の軽減に充当し、必要な国保税賦課総額を求めた結果、2億2,000万円を減額し、14億2,375万2,000円とします。

次の県支出金の特別交付金は、システム改修に伴う交付金として246万円増額しております。

次の繰入金につきましては、被保険者の税負担の急激な増加を軽減するため、基金から8,000万円繰り入れるものです。

次の繰越金は、平成30年度の国保特別会計の決算剰余金見込み額として3億4,000万円を計上しております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長(竹中 理) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田伴子委員。

○委員(上田 伴子) 基金を積み立てられてるわけですが、この基金の積み立て目標額というものは定めておられますか。

○委員長(竹中 理) わかりますか。

はい、どうぞ。

○市民課長(定元 秀之) 基金の考え方につきましては、あくまでも、今までは最低積立額、基金積立額というものを設定をしておりましたが、県単位化になりまして、そういう積立金という考え方がなくなりましたので、豊岡市独自のほうで、考え方ということで、これにつきましては、国保運営協議会のほうで諮らせていただきまして、合意を得ております。ですので、あくまでも具体的基金積立金につきましては、今後、前年度繰越金が減少する予想されるため、今までのような積立金が見込めないですが、今後のために最低必要額ということとその都度協議をするというふうになっております。以上です。

○委員長(竹中 理) ほかに質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中 理) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中 理) ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第62号議案、令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課。はい、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、223ページをごらんください。

第62号議案、令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本案は、今議会に上程しています、先ほどもご審議いただきました第57号議案、介護保険条例の一部を改正する条例制定に伴う補正予算で、歳入歳出ともに補正額の増減はなく、歳入予算について財源変更を行うものです。

主な内容につきまして事項別明細書によりご説明いたしますので、226ページをごらんください。

歳入の内訳ですが、保険料の4,841万円の減額につきましては、第1号被保険者における低所得者の介護保険料の軽減強化による保険料の減収見込みによるものです。

そして、繰入金が増額につきましては、保険料の減額と同額を一般会計から繰り入れることとするものです。

次に、227ページ、228ページをごらんください。先ほども申しましたが、歳出に補正額はありませんが、歳入の財源変更を受けて、保険給付費及び地域支援事業費の財源につきまして、一般財源から特定財源、その他の分に構成をするものです。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は、原案のとおり可決すべきも

のと決定をしました。

委員会を暫時休憩します。再開は10時40分。

午前10時29分 委員会休憩

---

午前10時40分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは、委員会を再開をいたしますけれども、文化振興課から。

はい、どうぞ。

○文化振興課参事（小川 一昭） 先ほどの旧出石文化会館解体工事の開札結果表につきまして、豊岡市指名競争入札事務取扱要綱の6項に、予定価格及び最低制限価格は契約締結後、公表する。ただし、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する契約につきましては、本契約締結後にとするということになっておりますので、現時点では議案として提出中ですので、こちらに関しましては、契約締結後にホームページのほうで公開させていただく予定にしておりますので、ご了解いただければありがたいと思っております。以上でございます。

○委員長（竹中 理） 青山委員、よろしいでしょうか。

○委員（青山 憲司） はい。

○委員長（竹中 理） それでは、ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時41分 委員会休憩

---

午前10時41分 分科会開会

○分科会長（竹中 理） ただいまより文教民生分科会を開会をいたします。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第6号、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

当局の説明は組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いをいたします。説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせをください。なお、質疑は説明が終わった後に一括して行います。



それでは、どうぞ。

○社会福祉課参事(小野 弘順) 私からは、平成30年度一般会計補正予算(第13号)専決予算のうち生活保護費国庫負担金返納金の件について説明させていただきます。関連ページは29ページ、36ページです。

既に4月15日の文教民生委員会におきまして報告させていただきましたとおり、昨年の9月の補正で生活保護費負担金の精算につきまして、扶助費ごとに返納するもの、追加交付されるもの、それぞれ予算要求しなければならないところを相殺して要求していたため、歳出の国庫負担金返納金において不足が生じました。そのため、歳入に、29ページ記載のとおり、3月に交付された負担金236万5,000円を計上、これを原資にいたしまして、歳出で、36ページ記載のとおり国庫負担金返納金、歳入同額を計上したものであります。これは歳入歳出の計上ミスにより生じた専決予算でありまして、今後このようなことがないよう、細心の注意を払っていきたいと考えております。どうもご迷惑をおかけして、まことに済みませんでした。以上です。

○分科会長(竹中 理) 以上でいいですか。

それでは、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(竹中 理) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(竹中 理) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(竹中 理) ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第6号は、承認すべきものと決定をいたしました。

次に、報告第5号、平成30年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課。

○教育総務課長(永井 義久) 57ページをごらんください。報告第5号、平成30年度豊岡市繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。地方自治法施行令の規定に基づきまして、報告するものでございます。

58ページをごらんください。繰越明許費につきましては、平成30年度12月、3月議会におきまして、繰越明許の議決をいただいたもので、繰越額が確定しましたので、報告をさせていただきます。

当委員会の所管につきましては、一番下の段でございますけれども、款10、教育費に記載しています7事業につきましてでございます。58の下の2行と60ページの上の5の事業になります。

説明は以上でございます。

○分科会長(竹中 理) 以上ですね。説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(竹中 理) ないですね。

特にご異議がありませんので、報告第5号は、了承すべきことに決定をいたしました。

次に、第60号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明は組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。説明に当たっては、資料のページ番号をお願いします。

なお、質疑は説明が終わった後に一括して行います。

それでは、地域コミュニティ振興部よりお願いします。

はい、どうぞ。

○生涯学習課長(大岸 和義) それでは、第60号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)について説明いたします。

資料については192ページをごらんください。一番下の枠の一番上、生涯学習サロン整備事業について説明いたします。

新たに整備する建物は但馬高齢者生きがい創造

学院が必要とする350平方メートルに女性の就労支援、子育て支援を行うためのスペース80平方メートルを合わせた430平方メートルの平家建ての建物にしたいと考えております。女性の就労支援、子育て支援を行うスペースでは、出産し、フルタイムでは働けない女性を継続して雇用したい企業に対してレンタルオフィスを提供します。今後、詳細を提案者と協議し、合意に至れば、その内容を設計に反映させる予定でございます。

今回の補正予算では、新築建物の設計費用、それから地質調査費用、隣家調査費用、合計1,631万3,000円と、既存建物の取り壊し工事費3,129万5,000円、さらに事務費として9,000円、合計4,761万7,000円を計上しております。

続きまして、議案書182ページをごらんください。市債の上から2つ目でございます。社会教育施設整備事業債で生涯学習サロン分として4,520万円を増額しております。

さらに、議案書171ページをごらんください。債務負担公費補正でございます。追加として、生涯学習サロン整備工事監理業務のうち2020年度、令和2年度に係るものについて、債務負担限度額を設定しようとするものです。説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 194ページをお願いします。194ページの中ほどの枠、オリンピック・パラリンピック推進事業費の508万8,000円の減額ですけども、フランスのボート代表チームの今年度中の強化合宿は断念となりましたので、関連予算を減額をします。

また、増額している経費につきましては、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、フランスのホストタウン登録を行っている自治体が合同して7月にパリで開催されますジャパンエキスポにおいて、出展ブースの経費、職員2名分の旅費を国が負担をするということを条件にホストタウン活動や各地域のPR、インバウンド促進に取り組みないかとの提案が内閣官房からありました。この機会を

捉えて豊岡をPRするとともに、ドイツボート連盟やフランスボート連盟との直接の打ち合わせを行うことが可能なことから、職員2名を派遣することとして、関連予算を増額をしております。

その下のこのとりスタジアム管理費72万円の増額ですけども、隣接地に樹木の枝が張り出しており、支障を来しておりますので、その伐採作業経費を計上させていただいております。

続きまして、182ページをお願いします。上の段、雑入の事業助成金、スポーツ振興くじ助成金303万円の増額ですが、兵庫神鍋高原マラソン全国大会の運営費助成、4月19日に採択通知を受けたものです。

それから、一番下の過疎対策事業債400万円の減額は、オリンピック・パラリンピック推進事業費の減額によるものです。

続きまして、172ページをお願いします。地方債補正です。一番下の過疎対策事業債の400万円の減額変更ですけども、オリンピック・パラリンピック推進事業費の減額に伴うものです。以上です。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、192ページ、ごらんください。よろしいでしょうか。192ページ、一番下の枠の中です。説明欄、ごらんください。真ん中あたりです。

永楽館管理費、修繕料77万8,000円です。4月に行いました電気設備点検で、高圧ケーブルの絶縁低下が見られたため、突然のふぐあいの発生を防ぐため、高圧ケーブルの交換修繕をとり行おうとするものです。

続きまして、1ページめくっていただいて、194ページ、説明欄の上から3行目です。美術館管理費、補修工事費で146万2,000円です。これは美術館の空調設備にふぐあいが発生しまして、緊急の修繕を行いました。機器そのものの取りかえを行わないと今後の冷暖房に支障を来すことがわかり、取りかえ工事を行おうとさせていただくものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） 失礼します。同じく192ページの下段の一番下でございます。新文化会館整備事業費として86万6,000円でございます。これは新文化会館の整備について広く市民に知っていただくとともに、基本計画の策定に当たってより多くの意見をお聞きする機会として、シンポジウムを開催したいための必要な経費を計上しているものでございます。以上でございます。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 192ページをごらんください。1段目の枠になります。学校施設管理費の660万円でございますけれども、特殊建築物等定期調査報告に係る経費になります。この調査につきましては、建築基準法によりまして、学校施設の中で3階建て以上の建物または床面積が2,000平米を超えるものにつきまして、3年ごとに調査報告が義務づけられています。小学校につきましては、29校のうち25校が対象となっております。

それから、2つ目の枠になります。こちらも中学校の学校施設の管理費、同じ調査報告になりますけれども、290万円になります。こちらは中学校9校、全校が対象でございます。

この調査につきましては、本来であります当初予算で要求すべきところでございますけれども、今回の補正となりましたことをおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それから、この調査報告は7月から10月の間に行うこととなりますので、補正後の対応はできるといふこととなります。以上でございます。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 190ページをごらんください。190ページの一番下の枠ですが、とよおかがんぱりタイム事業費、これは県の委託金減額に伴い、事業費を減額したもので、70万8,000円を減額しております。

2つ目に、非認知能力向上対策事業費としまして、これは新規事業で、演劇的手法を活用し、小学校低

学年の時期から非認知能力を高めていくことを目的とするもので、289万9,000円を計上しております。

3つ目に、学校振興事業費です。これにつきましては、県の委託事業でありますオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を実施することになったために14万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、192ページをごらんください。192ページの2枠目、学校運営事業費になります。これは寄附の申し出によりまして、日高西中学校に寄附をするものです。修繕料、楽器の修理として30万円、クラブ活動備品として楽器の購入に70万円、計100万円を計上しております。

180ページをごらんください。一番上の枠になります。先ほど説明をいたしました、とよおかがんぱりタイムの県の委託金減額に伴う70万8,000円、それとオリンピック・パラリンピック・ムーブメント展開事業の委託金14万2,000円を受けているものになります。以上です。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、186ページ、一番下の枠をお願いしたいと思います。児童福祉総務費でございます。こちらのほうは10月から予定されております幼児教育・保育無償化に対応するためのシステム改修を行うもので、幼児教育無償化の対応のパッケージの消耗品費と、それからパッケージ反映するためのシステム改修の委託料でございます。こちらのほうは全額、国の補助が充てられる予定でございます。

それから、その2つ下、保育所管理費をごらんいただきたいと思います。こちらのほうは西保育園の保護者送迎用の駐車場用地借り上げと、その整備にかかります費用でございます。西保育園につきましては、現在、保護者送迎用の駐車場が6台しかなく、朝夕の時間帯には保護者の車で周辺道路が渋滞しておりまして、近隣住民の方から苦情が寄せられたり、また、警察からも指摘を受けるなどしております。早急に駐車場確保が必要となっております。こ

のたび、近隣のお二人の方から土地がお借りできることになりましたので、送迎用の駐車場を早急に整備したいと考えております。よろしく申し上げます。

それから、歳入でございます。178ページをお願いいたします。中ほどから少し上です。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。こちらのほうは先ほど説明しました幼児教育・保育無償化に対応するためのシステム改修に係ります補助金でございます。以上でございます。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、184ページをごらんください。一番下の表です。福祉事務所費の業務委託料189万1,000円についてでございます。

186ページをごらんください。一番上の表の2行目になります。福祉総合システム改修業務についてでございますが、委託料180万4,000円を計上しております。これはこの10月に実施されます幼児教育無償化に伴い、障害児通所施設も無償化の対象となりますので、必要なシステム改修を行うものでございます。

また、その下の介護保険システム改修業務につきましては8万7,000円の計上でございます。これは消費税の改正に伴い、10月から介護報酬単価等が変更されるためにシステム改修を行うものでございます。当初予算の編成時にはシステム改修業者のほうから当初予算で計上しておりますソフト借上げ料の範囲で対応可能というふうに、吸収ができるというふうに聞いておりましたけれども、この3月時点で業者のほうから対応がちょっと難しいとの連絡が入りまして、今回補正するものでございます。

なお、このシステム改修経費につきましては、国庫補助が予定されております。今後、内示を受けまして、補正対応をしてまいりたいと思っております。

続きまして、その下の出石健康福祉センターの管理費380万円についてでございます。補修工事費300万円につきましては、平成31年の2月に電気保安管理業務を委託しております電気保安協会

のほうから経年劣化の年数を来ていることから、電気設備の改修について指摘を受けたために、高圧受電設備の補修工事を行うものでございます。具体的には高圧ケーブルの取りかえ、高圧負荷開閉器の取りかえ、電力用コンデンサーの取りかえ、キュービクルのさび部分の修繕でございます。故障した場合には停電事故であるとか、あるいは近隣の波及事故が発生するおそれがあるために、今回補正するものでございます。

続きまして、一番下の表の上から4行目ぐらいのところの児童扶養手当給付事業費87万5,000円についてでございます。今回の臨時特別給付金につきましては、新たな国の事業で、10月31日時点でこれまで法律婚をしたことのない未婚の児童扶養手当受給者に対しまして給付することとなったものでございます。支給額は1人当たり1万7,500円で、支給対象者数は50人程度と予測をしております。

続きまして、歳入でございます。178ページをごらんください。178ページ、上から2つ目の表でございます。一番上の行で、母子家庭等対策総合支援事業費の補助金87万5,000円についてです。これは先ほど歳入で説明いたしました児童扶養手当臨時特別給付金に対しまして、10分の10の国庫補助でございます。

続きまして、182ページ、一番表の一番上をごらんください。182ページです。違約金及び延納利息45万円についてご説明をさせていただきます。平成16年に発生しました台風23号の水害に伴いまして、災害援護資金を貸し付けをしました2人の方から違約金、2人合わせて合計118万1,684円のうち45万円の返還の申し出があることから、今回45万円の違約金の計上をするものでございます。この資金につきましては、3年間の据置期間のうち7年間で償還することになっております。据置期間後の4年目から利息3%が発生します。また、借り受け人が支払い期日に償還金を支払わなかったときには延滞元利金額、これは元金と利息の両方の金額でございますけれども、これについて

年10.75%の割合を持って、違約金が発生いたします。今回のこの2人の違約金につきましては、元金と利息の支払いが終了しましたことから、元金と利息それぞれに対する違約金を返還してもらうものでございます。

社会福祉課からは以上でございます。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、186ページをごらんください。歳出ですけれども、中断の介護保険事業特別会計繰出金4,841万円の増額は、今議会に上程の介護保険条例の一部改正条例案により算定される低所得者の介護保険料軽減見込み額でありまして、介護保険法の規定により、一般会計から介護保険特別会計のほうに繰り入れなければならないとされているものです。

歳入をご説明いたします。戻っていただいて、178ページ、お願いします。上段の国庫の低所得者保険料軽減負担金2,420万4,000円と、3枠目にあります県の低所得者保険料軽減負担金1,210万2,000円につきましては、介護保険特別会計に繰り入れる増額分に対する介護保険法に規定されている国庫2分の1、県4分の1に相当する額をそれぞれ増額補正するものです。

説明は以上です。

○分科会長（竹中 理） 以上です。説明は終わりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 3点お伺いしたいと思います。順番に申し上げます。

まずは、新文化会館の候補地の関係なんですけれども、前回の策定委員会では場所を提示されて、正式な決定は次回の委員会だというふうにもう聞いてるんですけども、ただ、前回のときには特に異論はなかった、異論というか、異論じゃないわ、4案を示してるから、そのうちの総合体育館の横についての異論はなかったということは聞いてるんですけども、一方で、市長は今回の定例会でほぼ決定した

ような言い方されておったと思うんですけども、そこら辺、委員会への答申がまだ出てないのに、その判断というのは齟齬はないかということと、それから、委員会に提示された4案というのが、総合体育館以外は大変利便性の悪い場所だと思います。今までは利便性のいいところを選ぶということをはっきりと言っておられるのに、あえて利便性の悪いところを提示されたというのは、いわば過程の中で候補地については選定しましたよと、どっかの段階でいろんなところを比較して選定しましたよというような証拠づくり、実績づくりに使っておられるような気がしてるんですけども、そこら辺の考え方を説明いただきたいと思います。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○新文化会館整備推進室長（櫻田 務） まず、1点目の敷地の候補地でございます。これにつきましては、前回の委員会で4案提案させていただいて、比較検討の結果、南中学校の横が適地であるということで、事務局のほうから提案させていただいて、それについて議論をいただきまして、特に異論はなかったという状況でございます。次回に向けて、敷地に対してどのような配置ができるのかっていうイメージがつかめる資料を再度提示させていただきまして、議論いただいて、最終的に委員会の意見を取りまとめていただくという格好になります。

2つ目の、4案の選定の理由といたしますか、ですけども、本議会のほうで答弁させていただきましたとおり、まず、条件としては、1点目、市有地を活用するという大前提、それと当該施設が入る敷地の面積という、やはり1ヘクタール以上が必要だということ、この大きな2つの中で、市の中の土地、市有地を選定して4つ挙げさせていただいております。その中で利便性が一番よい南中学校が適地ですよということで、事務局のほうから提案させていただいております。以上でございます。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 最後のところですけども、さっきも言いましたように、これまでから市長は利便性のよいところを選ぶべきだということを書いて

おられて、そういうことを言いながらも、候補地として利便性のいいところとそうじゃないところを1つと4案示されとるということは、結局、比較検討しましたという実績づくりだけのようにとれるんですけども、櫻田さんが答えにくいと思うけども、そういうふうにとれるんでね。だから、そこら辺がやっぱり、不信感ではないんだけど、そういうふうに候補地についてはきちんと手続を踏んで選定されてますけども、結局最初からそこありきで決まってきたというふうな懸念があるということを我々は感じるとこだけ理解してもらったら、それでいいと思います。

それについて何かコメントがあれば。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） 先ほどからアライづくりじゃないかみたいな話なんですけれども、利便性のよいところで候補地、今、市長申しましたような条件で候補地を選定したところ、あそこの総合体育館の横1カ所しかないというのが現実でございます、前提に挙げました市有地で1万平米あるところを探したところが、ほか提案した残りの3カ所と、それから総合体育館の横しかなかったというのが現実でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） まあまあ、これは。そういうことだけを発言したっていうだけで、ここに記録残るからいいです。

今、コミュニティ振興部参事がお答えしましたので、ついで、生涯学習サロンについてちょっと質問させていただきます。

○分科会長（竹中 理） この関連で、いいですか。一つだけ、いいですか。

きのう一般質問で時間なかったんで言いたかったんですけど言えなかったんですけど、先ほどの関連のやつで、利便性のいいところで、日高町のほうの選定とかのあれはなかったんですか、その話の中で、議論の中で。

はい、どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） 先ほど申しましたように、大前提として市有地であって、なおかつ1万平米というところをピックアップしましたところ、先に申しました4カ所しかなかったというのが現実というところでございます。

○分科会長（竹中 理） いいです、済みません。はい。

○委員（松井 正志） 生涯学習サロンで、今回の取り壊し費用と、それから債務負担が設定されてるんで、新しい施設のことをちょっと聞きますけども、新しい施設のイメージっていうのは公の施設になるのかどうか、どのような考え方で。要するに、生涯学習サロンの中に生きがい創造学院の皆さんは提供されてる施設に入れる、施設だけを利用されるのか、管理運営のようなことも含めてされるのか、さらにはノヴィータさんはレンタルオフィスということですから、貸し借りを受けて、貸借を受けて、さらにそれを又貸しされるのか、そのあたりの管理のあり方について、考え方がもしまとまっているならお聞きしたいと思います。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） コンプリートな状態にはまもってはおりませんが、現段階で考えている内容について説明をさせていただきます。

1つは、建物は公の施設として位置づけようとしています。こちらは市民への生涯学習機会の提供というミッションと、それから、女性の就労支援という、子育て支援というミッション、この2つの機能を合わせ持った施設というふうに考えております。いずれも指定管理に出していこうということですが、指定管理区域のことであつたりというものは今後、それぞれと詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） 指定管理という方針が決まるとるんであれば、その範囲内でやっていただいたら結構だと思います。それはまた、いつかまた、具体的になればお聞きしたいところだと思います。

それから、非認知能力について少し、私は全くわ

かりませんが、教えていただきたいと思いますが。議案の、議場でもやりとり聞いてますと、実証については非常に事例が少ないと。特に教育長がおっしゃったのは、海外でも実績がないというふうなことをおっしゃったんですけども、そこまでリスクを持って取り組まなければならない必要性がどこにあるかというあたりを少しご説明いただきたいことと、それから、恐らく現場の校長会などでも説明されたと思うんですけども、校長会の皆さんの反応どうだったのか。そして、さらに、演劇以外でも非認知能力を向上させることってあると思うんですけども、そういう検討をされたのかどうか。わかる範囲でいいです。

○分科会長（竹中 理） はい。

○こども教育課長（飯塚 智士） 最初のリスクをという話ではあったんですけど、現状では学力・学習状況調査のお茶の水の成果によると、やっぱり社会的な背景が低所得層であったりとか、SESというんですけども、それが低いとしても、一定程度能力も高いということは、もうこれは何度か検証されていると。実際にこの豊岡市においても、学力を上げていく方法をいろいろ、がんばりタイムであったりとか、放課後学習タイム、それから授業の改革、さまざまな、今、手法をやっていますが、なかなか上がってこない状況があると。その中で、この非認知能力というものを上げていくことによって、何とか上がっていくのではないかとということで、いきなり全小学校に展開というわけにはできないんですけども、とりあえずこの3年間、モデル校をつくって、実際に確認をしてみても、それがうまくいくかどうか。うまくいった場合は全市展開をするんですけども、当然、この2校の検証結果がそこまでは上がらないということであれば、もう撤退をするという方針でやっていきます。

それから、校長会の反応につきましては、やはり学校においては、この非認知能力というのはふだんの教育活動の中でも高めるための実践というものやっております。それを特化したものでやるということで、どういうものになるんだろうかという興味

があるような形での反応はいただいております。

それから、演劇以外での方法ということで、正直、ダンスであるとか、いろんな方法はあるんですが、現在、市のほうに平田オリザ先生が来ていただいているので、この演劇でいくのがいいのではないかとということで、演劇で判断させていただいたという結果です。

○分科会長（竹中 理） 松井委員。

○委員（松井 正志） よくわかりました。きちんと実証していただいて、効果といいますか、そういうのを3年間かけてやっていただいて、その上で判断されるということですから、それは適切なやり方だと思います。やっぱり演劇に限らず、何かやれば効果きつと出てくるなという気がしますけども、その組み立て方がなかなか難しいんじゃないかと思えますので、ぜひいい教育を頑張っていただきたいと思えます。以上です。

○分科会長（竹中 理） ほかに。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 済みません、今の非認知能力の向上の関係なんですけども、モデル校2校ということなんですけども、具体的にこういった学校あるいは対象というのは今、どういう状況なのか、検討状況、具体的にその2校をどこにするかという検討する上での今の取り組み状況をお聞かせいただきたいのと、学校のほうの学科の中に非認知能力の向上についての時限をとるとすれば、ほかの教科の時限が削られるということになってくるんですけども、なかなか学校のほうでも先生にお聞きすると、時限数を確保するだけでも大変なのに、こういう学科が入ってくると、なお先生はしんどいとか、厳しくなるというふうなこともあるのではないかなと思うんですけども、そのあたりのちょっと今の方針をお聞かせいただきたいと思えます。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず、2校を検討する上でということがありましたが、これにつきましては、校園長会でまず趣旨を説明した上で公募をかけましたところ、2校、手が挙がりましてので、

そこで選定をさせていただいたと。モデル校になりますので、基本的な考え方としましては、余り小さ過ぎては実証ができない。逆に、大き過ぎると負担になるというところも検討の課題には入れましたが、そのような中で2校、検討させていただきました。

もう1点の教育課程に入れると確かに、非常に現状でもかなり苦しい状況ですから圧迫してくると思いますので、各モデル校ができ上がった時点で、その学校の現状の余剰時間を調べさせていただきました。その余剰時間の中でできる時間数という形での計画を現在は立てております。

今後もこのような時間数でできるかどうかということも検討の、モデル校を使ってこの時間数でいけるかどうかということも実証していきたいというふうに考えております。

○分科会長（竹中 理） 青山委員。

○委員（青山 憲司） そのモデル校2校はどこですか。

○子ども教育課長（飯塚 智士） 三江小学校と資母小学校になりました。

○委員（青山 憲司） はい、わかりました。

○分科会長（竹中 理） よろしいですか。ほか、青山委員、いいですか。

○委員（青山 憲司） はい、いいです。

○分科会長（竹中 理） ほかに質疑ありませんか。上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 細かいことなんですけども、生涯学習サロンのところで、以前からうちの議員が言っとった、上に神戸メガネの看板が置いてあるままだったんだけど、あれの広告料なんかは結局どうなったんだろうっていうことがあったのと、それから、先ほど186ページで児童扶養手当の給付事業の中で、未婚の方に給付するのが1万7,500円ぐらいで57人分。これは月額ですか、年額ですか。

○分科会長（竹中 理） 答弁願います。

はい、どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 生涯学習サロン用建物の上に設置されてます看板についてご質問いた

だきました。

あの建物の買い取りの交渉の中で、通常なら移転補償等であいつた看板を補償した後に、向こうが移設されるというのが本来の筋なんですが、今回は取り壊すということを前提に交渉をしておりましたので、売り主とは現状渡しということで、看板の撤去等の補償費も一切支払っていないということ状況です。そのような中で、私ども、建物の調査の中で不同沈下が見つかったということで、工事がおくれて、本来ならもうこの時期は取り壊して、ないというのが本来なんですけど、私どもの都合でそれができていないという状況ですので、特に広告料は求めていないという状況でございます。以上です。

○分科会長（竹中 理） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） この1人当たり1万7,500円につきましては、今回1回限りのものでございます。以上です。

○分科会長（竹中 理） よろしいですか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（竹中 理） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

分科会を暫時休憩をいたします。

午前11時22分 分科会休憩

午前11時22分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 休憩前に引き続き委員会を再開をします。

それでは、（2）番、請願・陳情の審査に入りま



す。

請願・陳情の審査に関係しない方についてはここでご退場をさせていただいて結構です。こども育成課のみになります。お疲れさまでした。ありがとうございました。委員会を休憩します。

午前 11 時 22 分 委員会休憩

午前 11 時 24 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは、委員会を再開します。

それでは、まず、請願第 1 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

それでは、事務局より、請願・陳情文書表の朗読をお願いいたします。

○事務局主幹兼調査係長（木山 敦子） 受理番号、請願第 1 号。件名、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。受理年月日、令和元年 6 月 7 日。

要旨。趣旨。義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育を受けられることは、憲法の保障するところである。

国の責任において、全ての子供が全国どの地域に住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきであると考えている。

こうした理由から次の事項の実現について、地方自治法第 124 条の規定により請願する。

記。1、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について制度を堅持すること。2、上記の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町 3 番 6 号、豊岡市教職員組合、執行委員長、藤本文永。紹介議員、青山憲司、西田真、足田仁司。付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（竹中 理） それでは、ここに紹介議員の青山議員おられますので、何か補足で説明がありましたらお願いします。

○委員（青山 憲司） 紹介議員として、少し補足をさせていただきたいと思います。

現在、教職員の給与の 3 分の 1 を国が都道府県に交付をされてるような状況です。これは 2007 年までは 2 分の 1、国が出していたんですけども、それが 3 分の 1 に減らされた。この割合を、義務教育費の国庫負担を減らすということは、要するに、各自治体にその裁量が求められてくると。それによって、自治体が負担するところもあれば、財源が厳しいということで負担しないところも出てくれば、先生の加配によって、教育の質の低下も懸念されるというところが趣旨でありまして、一部の報道によりますと、教員の採用試験では、全国で定員が 915 人ふやさなければならぬところ、応募が 964 人ほど減ったというふうな報道もあるようでして、それが教職員の多忙化や、あるいはいじめや体罰の問題や、あるいはマスコミ報道で学校の先生は大変業務が厳しいというふうなことも報道されたりしているということも、大変懸念される状況にあるということで、この義務教育費の国庫負担は何としても堅持していかなければならないというふうな趣旨でありますので、ぜひ賛同を得たいということで紹介議員にならせていただきました。以上です。

○委員長（竹中 理） ありがとうございます。

当局から、何かご意見、説明はありますか。

○こども教育課長（飯塚 智士） ここに請願を受け

てるとおり、やはり何とかお願いをしてほしいというふうに私たちも思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（竹中 理） それでは、この件に関しまして、質疑、意見等はありませんでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 紹介議員の青山議員に、もし把握されとったら教えていただきたいんですけども、この記の1番の義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持するっていう意味は、青山憲司の憲司じゃないんですけども、この現行の国庫負担制度を堅持せということなのか、ここの文章の全文に書いてあるような補助負担率の引き上げにも入っているのか、そこら辺について何か把握されておりましたら。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 国によってこの義務教育費を、できればもっと充実したものにすべきだというふうな思ひはあるんですが、現状、国の制度上からもなかなかこれ以上、国のほうがその負担をするっていうことも難しいような状況にあると思ひますので、現状においては、この制度だけはぜひ低下することのないように、これ以上、という意味で、これは現状の制度を堅持することというふうな表現に理解をしておるところでございます。

○委員長（竹中 理） いいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○委員長（竹中 理） ほかにご意見等ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） それでは、意見もないようですので、この後、討論に入りたいと思ひます。

引き続き、この後、請願2号もありますので、当局、そのままにお願いします。

討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願ひします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） じゃ、討論を打ち切ります。お諮りします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきことに決定しました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきまして、ただいま事務局より配付をいたしたいと思ひます。しばらくお待ちください。

ただいま配付しました意見書（案）につきましては、先ほど事務局が朗読をいただいた文書と同じです。朗読は省略をしたいと思います。

この件について、何かご意見はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 請願の文書については、請願書のほう、あるいは紹介議員の方にお任せするんですけども、意見書については豊岡市議会ですから、私、豊岡市議会の立場で少し意見と申しますか、質問なりさせていただきたいと思ひます。

まず1つ、一番上に書いとる憲法の要請としてという非常に文語的っていうんか、非常に情緒的な表現書いてあるんですけども、意見書にこういうものがふさわしいかどうかということが1つあります。

それから、これはいいか、そこだけです。

○委員長（竹中 理） それだけ。

○委員（松井 正志） はい。

○委員長（竹中 理） それでは、今、松井委員の意見につきまして、何か意見はございますでしょうか。

青山委員、何か。

○委員（松井 正志） それと、もう一つ。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○委員（松井 正志） それから、しかしのところです、これも事実そうなんだろうけども、縮小され……。

○委員長（竹中 理） 縮小っていう意味ですか。

○委員（松井 正志） あえて、もう2007年から10何年たっておることで、その間に政権交代も行われておりますし、あえてこのことを入れなくても、

現行が負担割合が3分の1ということだけで、要するに、後段の交付税に依存する割合が高まったということを言いたいということですから、あえて2分の1から3分の1に縮小されということを行わなくても、負担割合が3分の1で、一応交付税でも依存する割合が高いというような表現でいいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。それだけです。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 1つ目の憲法の要請としてというのは、こういう表現がいいのかは別にして、憲法の法もとの教育の平等といいますか均等性をここで表現したものだというふうに理解しております。ですから、ここで憲法の要請としてという文言になっているというふうに理解しても、これを入れてもいいんじゃないかなというふうに、私は考えております。

それから、負担割合についてですけども、これも、従前からこの意見書の中に入っておったと思うんですが、やっぱり2分の1から3分の1に縮小されることによって、各自治体の負担がそれだけ減るということであらわす意味で、これだけ減っている中で地方交付税の依存度合いってというのが高まったっていうのを具体的に示す上でこういう表現をしたというふうに理解しております。これは入れてもいいんじゃないかなというふうに、私は思いますので、あとは皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

○委員長（竹中 理） それでは、この意見書（案）の精査につきましては、正副委員長に一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、次に、請願第2号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件を議題といたします。

事務局より朗読をお願いいたします。

○事務局主幹兼調査係長（木山 敦子） 受理番号、

請願第2号。件名、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件。受理年月日、令和元年6月7日。

要旨。趣旨。人口減少、少子高齢化、グローバル化が一層進展するこれからの時代は、今の大人が経験したことの無い、将来の変化を予測することが困難な時代と言われており、こうした時代を生き抜くための人づくりが求められている。

一方、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のため、授業時数の調整など対応に苦慮している。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。

また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて、教職員の働き方改革が進められようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じる原因となっている。

さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、所得の違いが教育格差につながってきている。

国の施策としても、定数改善に向けた財源保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

これらのことから、次の事項の実現について、地方自治法第124条の規定により請願する。

記。1、「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。2、学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。3、上記

の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合、執行委員長、藤本文永。紹介議員、青山憲司、西田真、足田仁司。付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（竹中 理） それでは、これも補足説明ありましたら、青山委員、お願いします。

○委員（青山 憲司） 少し補足をさせていただきます。

ここに記載されてます新学習指導要領の具体的な導入が2020年度、来年度から具体的にスタートするというので、これに伴って、外国語であるとか、あるいは道徳の教科化が始まってくると。それに伴う研修等が大幅に増加するというふうに見られております。それによって、教職員の長時間労働も今後入ってくると。

今、教育改革の中でも先生の労働の実態等も問題になってるわけでありましてけれども、文科省のほうで負担軽減ということで、加配要員の増員が決められたようですが、県下においては数十人というので聞いております。これを各学校に加配しても、豊岡に与えられる先生っていうのは数人あるかないかというふうに聞いてますので、そういう実態からしても、なかなか学校のほうの教員の体制が充実しないということもあるようです。

それと、あとは不登校が年々増加していることであるとか、SNSにかかわるトラブルの増加、いじめ、虐待の増加、こういったことも踏まえて、学校の教育現場っていうのは大変厳しい状況にあるというふうに、私も認識をしております。

今回のこの請願の中身で特にポイントとなるのは、新学習指導要領の完全実施であったり、今後、豊岡市も考えなくちゃいけないのは、児童数が減ることによる複式学級の拡大ということもあるんで、そういうことも含めて、児童一人一人にきめ細かな教育環境をしていくためにも、こういった制度の充実というかを国に求めていくということは必要であるというふうに考えますので、ぜひ皆さんも賛同

をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（竹中 理） 当局のほうから、意見、説明等がありますか。

○こども教育課長（飯塚 智士） 先ほどありましたように、新学習指導要領が、来年度、2020年に小学校、そして、2021年度には中学校のほうで導入されます。さっき言っていた以外にもプログラミング教育やさまざまなことで、今、学校の教員っていうのは教材研究や研修を進めているところになっております。なので、こういった要望がかなえられると、やはりありがたいと感謝しますので、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

○委員長（竹中 理） それでは、質疑、意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、それでは、討論に入ります前に、ここで、そしたら退席のほうをよろしく願います。お疲れさまでした。

〔当局退席〕

○委員長（竹中 理） それでは、先ほどと同じ内容ですけども、討論におきまして、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしく願います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきことに決定をいたしました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきまして、ただいま事務局より配付をいたします。

先ほどと同じですけども、配付した意見書（案）につきましては、先ほど事務局が朗読しました内容と同じだと思いますので、朗読は省略をしたいと思います。

この件について、何かご意見ありますでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 先ほど、委員長、同じであるというふうにおっしゃったんですけども、同じであってもだめだと思うんです。

○委員長（竹中 理） はい、済みません。

○委員（松井 正志） 請願は要望を踏まえて現状を記載されて、それについて改善を要望されますけども、一方、豊岡市議会の場合は市の立場も踏まえて意見書を出すということですから、同じように、例えば、状況であるというふうに言っちゃったら、じゃあ、自分で解決したらいいんじゃないかということになるんですよね。例えば、この中で教材研究、授業準備の時間を十分に確保することは困難な状況となっているって、豊岡市議会が認め、豊岡市がそう認めとんのだったら、自分たちの解決に向けての努力を何もしないってということですね。そうではないんで、やっぱり状況は少しくこういうとこの表現は変えたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（竹中 理） はい。

○委員（松井 正志） それから、同じように、後で出てきますが、憲法上の要請であるという文語的とか情緒的な文章は変えていただいたほうがいいと思いますし。

○委員長（竹中 理） どこ、先ほどと同じところ。

○委員（松井 正志） それから、途中で働き方改革っていうの、どっかになかったかいな。

○委員（井上 正治） あります、あります。（発言する者あり）

○委員（松井 正志） 進められようとしているのか、もう既に進めているんじゃないですか、進められようじゃなくて。

○委員長（竹中 理） どこ。また学校現場においてのどこですか。どこですか。進められようとしているがを進めて……。

○委員（松井 正志） 現状認識としては、もう進めようとしてるんじゃないんですか、豊岡市の場合。いや、どうもよくわからないんで、そこら辺は現実に合わせるべきじゃないかなと思いますが、そうい

うことを精査していただきたいと思います。

○委員長（竹中 理） はい。

○委員（青山 憲司） 憲法はどっか書いてあるんですか。

○委員長（竹中 理） さっき、松井委員の言われる、その憲法のことは、上には書いてありますか。

○委員（木谷 敏勝） 中に書いてあります。

○委員長（竹中 理） 真ん中のほうに。

○委員（木谷 敏勝） 憲法上の要請である。

○委員長（竹中 理） ああ、憲法上の要請ということですね。

○委員（松井 正志） わかるんだけど、要請……。

○委員（上田 伴子） いいですか。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 今話題になつる憲法上の要請っていうのは、やはり憲法でこういうことを、子供の教育についての国のあり方というのを、憲法で教育を受ける権利とか、そういういろんな子供に対してのそういう憲法上の文上で要請をしているということなので、書き方があれだけでも、憲法で保障されていることの要請なので、これは要るかなと思いますし。

それから、働き方改革は、まだ国のほうできちんと細かくは、そういう委員会ができてスタートしたばかりですし、現場においてもまだ進められようとしている現状だと私は認識していますので、この文言についてはこのようかなと思います。

○委員（松井 正志） 問題はないですか。私は、少し問題だと思ってますので。

○委員長（竹中 理） どうぞ。

○委員（松井 正志） さっきの憲法上の要請もね、内容を否定するものではなくて表現がね、憲法を要請しますか。公文書で憲法を要請するって書きますか、公文書ですよ、そういう意味です。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○委員長（竹中 理） はい。

○委員（青山 憲司） この意見書に関しては、今の表現の内容については、また一度精査をしてもらったらと思いますけども、一番最初の教育現場、授業

準備の時間を十分に確保することが困難状況というのは、これは学校現場の実態としてこういう状況にあるということは、ぜひ理解をしてあげてほしいなというふうに思います。

○委員長（竹中 理） わかりました。今までの意見を含めて精査して、また紹介議員と正副委員長で一任させていただいて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

それでは、どうしますか、これ。12時前になりますけど。

それでは、委員会を暫時休憩します。再開は1時。

午前11時50分 委員会休憩

午後 0時57分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それでは、定刻前お集まりありがとうございます。

じゃあ、午前中に引き続きまして、委員会を再開をします。

それでは、（3）番の報告事項についてです。

まず、地域コミュニティ振興部の生涯学習課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

○地域コミュニティ振興部長（幸木 孝雄） どうも貴重なお時間いただきありがとうございます。

植村直己冒険館の機能強化につきまして、先日、プロポーザルがありまして、委員会において審査を行い、この優先交渉権者というものを決まりましたので、ちょっとそのご報告をさせていただきます。

○生涯学習課長（大岸 和義） お手元に配付させていただきました資料で説明をさせていただきたいと思います。

本事業につきましてはPFI事業ということで進めさせていただいております、2番のところ、優先交渉権者ですが、アドバンスグループさんに決定をいたしました。それぞれ代表企業はアドバンス株式会社でございます、日高町栗栖野、アップかなべのほうで事業をやられてる会社でございます。PFIの中の担当業務としましては運営・維持

管理業務という形になります。

それから、構成員としましては中川工務店さんが、竹野町竹野ですが、こちらは施工を担当されるということです。それから、協力企業としましては栗生総合計画事務所、これは設計業務です。それから丹青社、こちらは展示リニューアル業務です。それからNECキャピタルソリューション、こちらのほうはファイナンシャル・アドバイザー業務を担当するというふうになっております。

3番目の選定委員会の開催概要でございますけれども、日程については過去3回、ごらんとおりの内容で開催し、委員会につきましては、森田副市長を委員長としまして、合計7名の……（「7名」と呼ぶ者あり）済みません、技監がちょっと重なっておるのであれですけども、委員6名、それから、アドバイザーが3名ということで、選定委員会のほうを審査をさせていただいております。

今後につきましては、優先交渉権者と詳細な内容を詰めまして、合意に至りましたら、仮契約を締結いたします。そして、9月議会で契約承認議決をいただいた上で、正式な契約を締結し、2021年春のオープンを目指してまいりたいというふうに思っております。

説明は以上です。

○委員長（竹中 理） 報告は終わりました。

これらの報告に対しまして、委員の皆さんで、特に質問があればお伺いします。ありますでしょうか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） それでは、ないということです。

生涯学習課の皆さんにおきましては、ここで退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会こども育成課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

○教育次長（堂垣 真弓） 失礼します。幼児教育・保育の無償化につきましては、10月から開始が予定されております。これにつきまして、先日、県のほうで説明会がございました。これを受けて、取り

急ぎ在園児の保護者に内容、制度周知をしたいと考えておりますので、その内容についてご報告いたします。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） それでは、お手元に配付させていただいておりますチラシのほうをごらんいただきたいと思います。

1 枠目、2 枠目でございます。無償化の対象ですが、3 歳から5 歳児のクラス全ての子供と、それから、ゼロ歳から2 歳児クラスの市民税非課税世帯の子供が対象となります。それで、保育園、認定こども園、小規模保育園、幼稚園を利用する子供は、その施設の利用料が無償となります。それから、加えて、幼稚園、それから、認定こども園の1 号認定、いわゆる教育認定ですが、こちらを利用する子供につきましては、新たな保育の必要性の認定を受けると、預かり保育、それから、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、それから、病児保育事業の利用料も、利用日数に応じまして、こちらのほうは4 5 0 円掛ける利用日数で、月額で最大1 万1, 3 0 0 円まで無償となります。こちらのほうにつきましては、償還払いで、後でお返しすることになります。

それから、先ほど申し上げました新たな保育の必要性の基準につきましては、これまでの保育認定、2 号、3 号の認定と基準は同じで、変わりはございません。

下の図になります。こちらのほうでは、無償化の対象ですが、給食費、主にご飯などですが、それから、副食費、おかずや牛乳、おやつなどがございます。それから、教材費、行事費などは無償化の対象ではございませんので、これまでどおり、保護者の負担となります。

今回のお知らせにつきましては、幼児教育・保育の無償化につきまして、制度の概要をお知らせするものでございます。今後、国の動向によりまして、記載内容等につきましては若干変更になる場合もございますし、もう少し詳細な情報が決まりましたら、8 月ごろには、詳細な情報のチラシ、また、市

広報、ホームページ等で利用者及び市民等に周知させていただきたいと考えております。また、各施設につきましても、説明会のほうを開催する予定をしております。

説明は以上でございます。

○委員長（竹中 理） 報告は終わりました。

これらの報告に対しまして、委員の皆さんで特に質問がありましたらお伺いします。

なければいいですか。

済みません、竹中ですけど、これは、どういう形で、今いただいたやつを、例えば近所で知りたい人があったら、別に今現在でコピーしても問題はないんでしょうか。

はい、どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） 別にコピーしていただいても結構です。ただ、今回のほうは在園者、実際に園にお預かりさせていただいてます方を対象に、とりあえず取り急ぎお知らせすることで作成させていただきました。

○委員長（竹中 理） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か。

○委員（上田 伴子） 済みません。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 一遍ちょっと、よくわからないんですけども、幼稚園、認定こども園の1 号認定の無償化の対象の文で、加えて、新たな保育の必要性の認定を受けているとということら辺のちょっと意味合いがもう一つよくわからないのでお願いします。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） 新たな保育の基準ですが、保護者が、済みません、裏面見ていただきまして、問いの6 に、Q 6 ですね。

○委員（上田 伴子） はい。

○こども育成課長（木下 直樹） ですから、就労されてるとか妊娠・出産、疾病・障害等、保護者のほうがいずれかに該当しまして、保育が必要ですよ、預かりが必要ですよということでしたら、そちらのほ

うが対象になりますということでございます。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） これを見ると、じゃ、日数で一時保育というような感じのことになるんでしょうか、日数でいくと。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） 利用日数に応じていうことですので、450円掛ける利用日数分が無料となります。ただ、上限がございまして、上限が月額で1万1,300円。ですから、約二十五、六日分ぐらいまででしたら無償になりますけれども、それを超えると有償になってくるということでございます。

○委員長（竹中 理） 上田伴子委員。

○委員（上田 伴子） 済みません。この場合の給食費はどうなるんですか。

○こども育成課長（木下 直樹） 給食費のほうは対象外になります。

○委員長（竹中 理） はい、どうぞ。

○委員（上田 伴子） 対象外ということは、この場合は、給食費は支払わなければならないということになるんですね。

○こども育成課長（木下 直樹） そのとおりでございます。

○委員長（竹中 理） よろしいですか。

○委員（上田 伴子） はい。

○委員長（竹中 理） ほかに質問はありませんか。

それでは、ないようですので、こども育成課の皆さんにつきましては、ここで退席をしていただいて結構です。お疲れさまでした。

委員会を休憩します。

午後1時10分 委員会休憩

---

午後1時20分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

以上で、全ての報告は終わりました。

次に、協議番号（4）番、委員会意見、要望のまとめに入りたいと思います。

当委員会の意見、要望として、委員長報告に付す

べき内容について協議をいただきたいと思います。

委員の皆さんからの提案について、委員長意見、要望とすべきか協議を行いたいと思います。

じゃ、まず順番にしたいと思います。

第48号の工事請負契約の締結については、これは、何か付すべきものがありましたら、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問は、上田伴子委員とか松井委員、青山委員、特にいいですか。よろしいでしょうか。

松井委員、何か特に。

○委員（松井 正志） いいじゃん、速やかに取り壊ししていただいたら。（「取り壊していただいたら」と呼ぶ者あり）何で、いいじゃん。

○委員長（竹中 理） じゃ、それはなしということで。

次に、第52号議案と53号議案、物件購入契約の締結について、食洗機だったんですけども、この件はいかがでしょうか。

ご意見はあったと思いますけども。

ちょっと委員会を暫時休憩します。

午後1時22分 委員会休憩

---

午後1時23分 委員会再開

○委員長（竹中 理） 委員会を再開します。

じゃ、この件につきましても、特に付すべきことがないというところでよろしいでしょうか。

それでは、次は、第56号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定ですけども、これにつきましては、どうでしょう。なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、これも特になしということで。

57号、介護保険条例の一部を改正する……（「なし」と呼ぶ者あり）これもなしでいいですね。（「説明聞いたけどわからへんかった」と呼ぶ者あり）難しいです、ごっつい表。

じゃ、これもなしでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、61号もどうでしょう。国民健康保険事業特別会計、これもいいですね。（「何もなかったよ」



と呼ぶ者あり) なかったですね。

62号は何もなかったんで、特にはなしです。

ということで、それでは、付すべき委員長意見として特にないという形で、あと、そういう形でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長(竹中 理) じゃ、異議なしと認めまして、そのように決定したいと思います。  
それでは、委員会を暫時休憩します。

午後1時24分 委員会休憩

---

午後1時24分 分科会再開

- 分科会長(竹中 理) 分科会を再開をいたします。報告第4号の専決第6号、平成30年度豊岡市一般会計の補正予算、これにつきましては、特に付すべきことが、質問もなかったと思います。(「出してない、なし」と呼ぶ者あり) なしでいいですね。

報告第5号も質問もありませんでしたので、はい、これもなしですね。

60号の議案につきましては、幾つかあったと思います。生涯学習サロン、それから新文化会館の件もありました。これは、何かありましたら。特にいっぱい質問されました方、ありませんか。新文化会館の件は、松井委員、特には。

- 委員(松井 正志) 特に何も。  
○分科会長(竹中 理) いいですか。  
○委員(松井 正志) やるだけなんで。  
○分科会長(竹中 理) 生涯学習サロンについても、いいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)  
非認知能力については、青山委員、何か。質問されておられたんで。  
分科会を休憩します。

午後1時25分 分科会休憩

---

午後1時29分 分科会再開

- 分科会長(竹中 理) 分科会を再開します。  
じゃ、いろんな意見をお聞きしましたので、ちょっと正副でさせていただいてよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員(上田 伴子) そのときに出とった意見を踏まえながら。

- 分科会長(竹中 理) 皆さんの意見をしっかりとお聞きしますので。  
それだけですよね。一般会計の、それだけですよね。

じゃあ、ということで、正副一任でよろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。  
それでは、ここで分科会を閉会します。

午後1時30分 分科会閉会

---

午後1時30分 委員会再開

- 委員長(竹中 理) 委員会を再開をいたします。  
(6)番、お手元の5ページのところですけれども、閉会中の継続調査の申し出につきましてを議題といたします。

前回の4月の15日の委員会におきまして協議いたしました重点調査項目について、今回は大項目のみを載せております。小項目は全てなくしてございまして、ご確認をいただきたいと思ひます。

それでは、議長に対しての委員会重点調査項目を、閉会中の継続調査事項として議長に申し出をしたいと思ひますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長(竹中 理) ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

それでは、次に、(7)番です。6ページと、それから7ページと、あと、別冊で大変分厚い資料を用意しております。ちょっと順次説明をしたいと思ひんですけども、今回は議会だよりのほうで、そういった要望を募集したところ、今回、応募してきたのがここだけと、1社だけという状況……1社というか1団体ですね、1団体。豊岡市身体障害者福祉協会ということであります。

分厚いやつを見ていただきたいんですけども、ちょっと経緯を、流れをします。この分厚いやつは、今度、7月8日の会合のときに要りますので、これちょっとほかに余分がありませんので忘れないよ

うに、これ、必ず持ってきていただきたいと思えます。

1枚目は、意見交換会で、いわゆる申し込みをされてきた内容が1枚目です。会長が足立さんという方で、申し込みをしたいということです。それに対しまして、次の2枚目は、事前に私のほうが足立さんと電話をしまして、聞き取りをさせてもらった内容を、木山さんのほうにちょっと流したメールの内容です。一応そこに書いてあるとおりにんですけども、事務局が1名と各支部長、会長さん合わせて6名で7人という形でいきますと。

それから、会の進め方については、まず足立会長が、いわゆるこの会の説明をしますと。それからあと、それ以外の各支部長さんからも活動報告とか、せっかく来ていただいているので一言ずつ言っただくという形です。足立会長のほうが資料を作成して、まとめてもらうということになってます。

その内容ですけども、今回、申し込んでこられた一番の理由は、非常に高齢化してきて、協会のほうでも非常に組織が弱体してるので、どうか活性化したいと。今回、こういう議員との懇談会を議会だよりに載せてもらって、それを会員の方が見たときに、ああ、組織で頑張ってるんだなっていうのをぜひ知ってほしいと、会員の方に。会員の方は3, 300人ほどおられるんだんですけども、知ってほしいというのが一番大きな目的ですと。そういう要望をする会じゃないというのはもう十分よくわかってますので、そういった方向にならないようにはしていきますけれども、でも、各支部長さんのほうがどういう意見言われるのかちょっとわからないので、その辺はちょっとうまいようにしていきますというようなことを言われました。そういった形のものでそこ書いてあります。

3枚目が参加者名簿で、6支部って言いながらも、4支部しかないのかっていう、欠席もあると思えます、そういう人員になります。それから3枚目が名簿です。

4枚目ですけども、これ、事務局でつくってもらって。（発言する者あり）ここしか、済みません、

事務局が福祉のほうに連絡いただいて、これは、最近、その身体障害者福祉協会の方が要望を出されてるのを、ちょっと事前に教えていただいている内容で、足立会長のほうも、電話の中でちらっとだけ言っておられたのは、市民会館の障害者スペースがないっていうのを、それは電話でも言っておられたんですけども、でも、それはその会の中では言わないようにはするとは言っていましたけども、それもその中に入ってますけども、そういった最近の要望事項がそこにあります。

次の5枚目の細かい一覧は、これは今の市のほうが、障害程度別の事業の一覧がそこにありますので、これは参考程度に見ていただきたいんです。

それから、その福祉協会さんの中身を知りたい、内容的には定期総会の資料と、それからあと、豊岡市の障害者福祉のしおりも最後のほうに載せてますので、これも参考にさせていただけたらというふうに思いますので、その資料説明は以上になります。

その6ページの次第に、令和元年7月8日の月曜日、13時30分から15時30分ということでお願いを、日にちはもう既にお伝えしてあるんですけども、会議のほうよろしく願います。

次の7ページです。一応今回、文教民生委員会の懇談会ということで、毎年やってる議員懇談会と同じ感覚というか同じような流れで、一応1時半からの開会ですけども、場所はここです、第2委員会室、同じここになるんですけども、机の並びは口の字型にしたいと思ってます。口の字にしてやったりとかしますんで、大体向こうの方も1時ぐらいから来られると思うんで、12時半ちょっと、1時間前で早いついていう感じもありますけども、一応皆さんで準備等もしていただくということで、12時半集合という形でよろしいでしょうか。

机と椅子を口の字型にして、あと、張り紙とかする感じですね。あと、その役割の中で、今んとこ、ちょっと正副で決めた内容をお伝えしたいと思うんですけど、挨拶の開会、それから趣旨説明は竹中のほうでさせてもらいたいと思いますので、よろしく願います。

それから、挨拶の閉会の挨拶を上田副委員長にさせていただくということになります。受付、会場設営は全員ということで、あと、質疑応答も全員。それから、お礼の文章とか議会だよりの原稿は正副委員長でやりますけども、あと、分担でお願い、ここで皆さんで協議でお願いしたいのは、司会進行と記録が結構、録音もしてるんですけども、この、何ていうんでしょうか、何筆記っていうんでしたっけ……（「要点筆記」と呼ぶ者あり）そうそうそう、結構重要だと思いますので、それもちょっと決めて、やりたいと思います。委員会を休憩します。

午後 1 時 4 2 分 委員会休憩

---

午後 1 時 4 3 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） じゃ、委員会を再開します。

それでは、先ほど、司会進行のほうで松井委員のほうから立候補いただきましたけど、ほかになければ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）委員会を暫時休憩します。

午後 1 時 4 4 分 委員会休憩

---

午後 1 時 4 5 分 委員会再開

○委員長（竹中 理） それじゃ、委員会を再開します。

そうしましたら、記録のほうを土生田委員のほうでお願いをしたいと思います。

その他の委員の方は、できるだけ質疑応答とかで意欲的に答えていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

一応、きょう決めたかったのは、この件に関しましては以上です。

あと、式次第的には、3番目に自己紹介ということで各委員の方と、あと向こうの7名の方の自己紹介の後に、活動報告、質疑応答、その他という形でさせていただく予定にして、大体2時間を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうふうな形でいきたいと思いますが、これでご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（竹中 理） それじゃ、ご異議なしと認めて、そのように決定をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後に、協議事項の8番、その他についてを協議いたします。

済みません、先ほどの請願のところ、ちょっと正副委員長と事務局と、それから、提出の議員の青山議員と相談した結果で、ちょっとこういうふうにしたので、今から言うところの部分を変えてみましたので、ご意見いただきたいと思います。

義務教育費の国庫負担のほうですけども、1行目です。義務教育は、国民として必要な基本的資質を培うものであり、次です、「憲法で保障されている」に変えます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

「憲法で保障されている教育の機会均等と」というふうになります。

それから、上から5行目、「しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が3分の1に引き下げられ、地方交付税に」というふうなので、2分の1からというのを消すのと、3分の1に引き下げられっというふうに変わります。これ、とりあえず提案です。これが義務教育のほうで。

もう一つ、子供たちと向き合う時間の確保ですけども、これも上から9行目、またっていうところですね、「また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて、教職員の働き方改革が進められる中で、教職員定数改善は欠かせない」。もう1回言います。

「教職員の働き方改革が進められる中で、教職員定数改善は欠かせない」。

それから、その下の、これはさっきと一緒に、「しかし、負担率が3分の1に引き下げられた」と、2分の1からを消します。

それから、しかしから6行下ですよ。これはさっきと合わせて、「憲法で保障されている」と。「一定水準の教育を受けられることは」、「は」です。「憲法で保障されている」というのが、ちょっと案として出してみましたけども、これに関しまして、ご意見をいただきたいと思いますが、

○委員（松井 正志） 私は結構だと思います。

○委員長（竹中 理） いいですか、ありがとうございます。

ほかに。皆さん、どうですか。

○委員（上田 伴子） 異議なし。

○委員（木谷 敏勝） 話ができてるんだらう。

○委員長（竹中 理） 青山さんと一緒に。

○委員（上田 倫久） 「保障されている」の後は、点ですか、丸ですか。

○委員長（竹中 理） どこですか。保障されている、丸。

○委員（上田 倫久） 丸ですね。

○委員長（竹中 理） 子供と向き合うほうですよ。

○委員（上田 倫久） はい。それだけでいいです、ありがとうございます。

○委員長（竹中 理） という形でいきたいと思います。

それ以外に、その他のほうで、皆さんから何か協議、また意見交換すべき事項があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

委員会を暫時休憩します。

**午後1時50分 委員会休憩**

---

**午後1時55分 委員会再開**

○委員長（竹中 理） それじゃ、委員会を再開いたします。

それでは、特にご意見がないようですので、以上をもって文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午後1時55分 委員会閉会**

---